

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

私が 20 歳のころ、実父が私の国民年金の加入手続を行うとともに、保険料も納付してくれていた。私が A 都道府県に移転し、昭和 42 年 3 月に婚姻した後は、自分で国民年金保険料を納付してきた。

昭和 50 年ごろ、義父を訪ねてきた役場の職員から「国民年金保険料をさかのぼって納められる制度がある。」旨を聞かされ、その後、役場に所用で出向いたときに役場の担当者から「未納期間が 4 年ある。今なら、さかのぼって納めることができる。」と説明され、「4 年間も国民年金保険料を納めていないわけがない。」と反論したが、証拠も無く住居を転々と変えており、当時は調べようもないのであきらめた。

昭和 50 年夏過ぎごろ、夫の転職に伴い住居移転等の予定があったので、自分の国民年金保険料を納めるかどうか思い悩んでいたが、住居移転費用等の目処がたったことから、町役場の仮庁舎の窓口において、担当者から説明された保険料を一括して納付したので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年夏過ぎに国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、この当時、第 2 回目の特例納付実施期間中（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）であったことから、特例納付することが可能であった。

また、申立人は、国民年金保険料を町役場において一括納付したと主張

しているところ、当該町役場（現在は、市役所支所）に確認したところ、町役場職員が、役場窓口で国民年金保険料を預かり、納付義務者に代わって保険料を金融機関で納付していた実態があったことが確認できた。

さらに、申立人は、B市に移転後の昭和50年10月25日に当該町役場が申立人に発出した「国民年金保険料の領収書を送付いたします。」と記載された附箋用紙（国民年金保険料の領収書の送り状）を所持している。

加えて、申立人は、国民年金保険料を一括納付する前には、夫が会社を退職し、B市に転居する予定があったことから、賃貸住宅の敷金・礼金、引っ越し費用などの住居移転費用の出費を控え、さかのぼってまで保険料を納付することを大変迷っていたところ、実兄から20万円借りられることになり、当面の引っ越し費用等の目処が付いたので一括納付することにした旨供述しており、この申立人の供述は、具体的であり信憑性^{しんぴょうせい}が高いものと考えられる。

このほか、申立人が国民年金保険料を一括納付したと主張する時期後の昭和51年1月から同年3月分までの期間の保険料について、申立人が保管していた領収証書によって、納付済みに記録訂正（平成21年3月10日に納付記録変更）されており、行政機関の納付記録の管理が適切に行われていなかった状況がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 160

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月まで

ねんきん特別便を見たところ、私の国民年金加入期間において、保険料の未納期間があることが分かった。私の家族の国民年金保険料は、母親が家族分をまとめて納付していたはずである。

申立期間について、私以外の家族の保険料は、納付済みとなっているのに私の保険料だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 18 か月と比較的短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、昭和 46 年 2 月 5 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 4 月に保険料の納付を始めて以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の妻は、国民年金手帳記号番号が払い出された（昭和 49 年 8 月払出し）年度当初の昭和 49 年 4 月から、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする実母（実父を含む。）は、昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達する時点まで保険料をそれぞれ完納しており、納付意識が高かったものと考えられる。

このほか、納付意識が高い申立人の実母が、家族の国民年金保険料を納付していたと考えられるところ、申立期間について、申立人の妻の保険料は納付済みであるのに対し、申立人の保険料のみを未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A B営業所における資格取得日に係る記録を昭和42年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月26日から同年7月22日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和42年3月26日から同年7月22日まで厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。
私は、昭和41年3月15日に株式会社Aに入社し、42年3月26日付けで同社B営業所へ転勤した後、同年8月31日に同社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険に未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和42年3月26日に株式会社A本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和42年7月の社会保険庁のオンライン記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 43 年 3 月まで

昭和 38 年ごろに父親（実父）が嫁ぎ先を訪れ、私名義の年金手帳を渡して、「国民年金の加入手続をしてきたので、保険料は自分で納めるように。」と言った。それ以降、私は、市役所出張所の窓口で毎回 500 円程度の保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続を申立人の父親が行ったと主張しているところ、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村が管理する住民情報オンライン記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 7 月 20 日に払い出されており、同年 5 月 1 日に資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない。

一方、申立人の父親は、昭和 42 年 3 月 8 日に A 町において夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができる。

また、昭和 38 年当時、A 町に居住していた父親が、B 市役所において申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、父親も既に亡くなっていることから、具体的な加入手続の状況は不明である。

さらに、申立人は、昭和 38 年ごろ父親から年金手帳を渡されたと主張し

ているところ、現在、申立人は当該手帳を所持していない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
② 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所の記録によると、昭和 51 年 8 月から 55 年 7 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっているが、申立期間①当時の私の給与は、月額 20 万円であったので、記録を訂正してほしい。

また、私が、厚生年金保険被保険者資格を喪失（平成 10 年 9 月 30 日）した後の平成 10 年 10 月 1 日に、9 年 1 月にさかのぼって標準報酬月額が 26 万円から 9 万 8,000 円に訂正処理されているが、申立期間②の給与は月額 26 万円であったので、当該記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社は、申立人家族が経営する事業所であり、申立期間①当時、申立人の父が代表取締役であったが、実質的には申立人（当時、取締役）、申立人の母（同、取締役）及び申立人の当時の妻（同、社会保険事務担当）により経営されていた旨申立人は供述している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、9 万 8,000 円であることが確認できる上に、取締役であった申立人の母及び申立人の妻についても、標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、前述のとおり当該事業所の経営体制の下、申立人に係る社会

保険庁の標準報酬月額記録は、事業主からの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づいて、社会保険事務所が確認の上、標準報酬月額の決定及び改定を行い、その都度記録されていることが確認できるなど、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

加えて、当該事業所は、平成10年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、給与台帳等の関係帳簿が保管されておらず、申立期間①当時、申立人が主張している役員報酬を得ていたか否かの確認ができないほか、厚生年金保険の保険料控除額についても確認することができない。

これらの事情により、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A株式会社は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成10年9月30日に適用事業所でなくなっており、また、その翌日の同年10月1日に、申立人の平成9年1月から平成10年7月までの標準報酬月額26万円を9万8,000円に訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間②当時、A株式会社の代表取締役（事業主）として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録及び同社の商業登記簿等から認められる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について、関与しておらず、知らなかったと供述しているが、社会保険の届出については、申立人の当時の妻（取締役）が行っていたことなどから判断すると、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役（事業主）であることから、全く知らなかったということは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A株式会社の代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の申立期間②に係る標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年10月から28年2月まで
②昭和29年3月31日から30年ごろ

ねんきん特別便の年金記録を確認したところ、私がかつて勤務していたA事業所における厚生年金保険の加入記録が昭和28年3月1日から29年3月31日までの1年間しか無いことに気づいた。

私は、知人の紹介でそれまで勤めていた事業所を退職し、昭和26年10月ごろA事業所に就職した。私が就職して3、4年後に同知人が退職し、その後任者と私は1年半ほど共に勤務した後、私はA事業所を退職した。したがって、私は、A事業所に4年以上勤務したと記憶している。

私が記憶するA事業所での勤務期間と厚生年金保険の加入記録が異なることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人がA事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間①当時の同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、入社して1年以上経った後に厚生年金保険に加入している状況が確認できるなど、事業主が入社したすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない実態が見受けられる。

一方、申立期間②について、申立人は、前述の同僚の後任者より先に退職した旨供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録をみると、当該後任者は、昭和29年3月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立期間②当時は被保険者となっていない。

また、当該事業所が昭和 56 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は、昭和 28 年 3 月 1 日に資格取得し、29 年 3 月 31 日に資格喪失と記録されており、申立期間①及び②について同名簿を確認したが、申立人の氏名は無く整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月1日から5年6月30日まで
② 平成5年6月30日から6年1月初旬まで

社会保険事務所の記録では、平成6年1月12日に4年8月にさかのぼって標準報酬月額が53万円から9万2,000円に引き下げられた処理が行われているが、当時の給与は月額150万円であった。

また、私は、事業所閉鎖後の平成6年1月ころに退職しており、5年6月30日に資格を喪失されていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録や同社の商業登記簿等から認められる。

また、有限会社Aは、社会保険庁のオンライン記録によると、平成5年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がされており、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、6年1月12日に、4年8月から5年5月までの期間について53万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は、「平成4年の夏に、国税調査により法人税を遡^{そきゅう}及して増額課税され、翌年の夏ころに債権及び動産（機械）差押を受け貸ビル閉鎖、全員解雇し事業を停止した。」と供述しており、当該事業所の従業員

であった者は、「申立期間当時、会社が社会保険料を滞納していたことは知っていた。」と供述している上、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る滞納処分執行停止整理簿をみると、社会保険料等について平成6年9月26日に滞納処分の停止が行われ、7年6月7日に不納欠損により納付義務が消滅するなど、当該事業所が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の減額の遡^{さく}及訂正について関与しておらず、知らなかったと供述しているが、当該遡及訂正処理が行われた平成6年1月ころの状況について元従業員に聴取したところ、「申立人は、会社に出勤していなかったため、会社の書類等はすべて申立人の自宅に送っていた。」と供述していることから、申立期間①に係る標準報酬月額の減額について全く承知していなかったということは考え難い。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期は事業所を閉鎖し退職した平成6年1月ころと主張しているが、社会保険庁の記録では、当該事業所は平成5年6月30日に適用事業所でなくなっている上、元従業員に聴取しても、申立人の勤務実態を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は同社の業務の執行に責任を有する代表取締役であったことから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録の訂正及び申立期間②に係る資格喪失日の処理が有効でないものと主張することは信義則上許されず、申立期間①及び②に係る記録を訂正する必要は認められない。